

掛川市条例第3号

掛川市情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月29日

掛川市長

(別紙)

掛川市情報公開条例の一部を改正する条例

掛川市情報公開条例（平成17年掛川市条例第15号）の一部を次のように改正する。

目次中「第19条」を「第19条の5」に、

「第3章 任意の開示（第22条）

第4章 情報公開の総合的な推進（第23条―第25条）」を

「第3章 情報公開の総合的な推進（第22条―第25条）」に、「第5章」を「第4章」に改める。

第1条中「市民の」の次に「市政についての知る権利を尊重して、」を加え、「行政」を「市政」に改める。

第5条を次のように改める。

（開示請求権）

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、その保有する公文書の開示を請求することができる。

第12条第1項中「あった日の翌日から起算して14日」を「あった日から起算して15日」に改める。

第13条中「あった日の翌日から起算して44日」を「あった日から起算して45日」に改める。

第14条第1項中「及び第19条」を「、第17条の2及び第17条の3」に改め、同条第2項第1号中「第7条第2号ウ」を「第7条第2号イ」に改め、同条第3項中「反対の意思を表示した意見書」の次に「（以下「反対意見書」という。）」を加え、「当該意見書」を「反対意見書」に改める。

第17条を次のように改める。

（審査会への諮問）

第17条 開示決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、掛川市情報公開審査会に諮問しなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

(2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第17条の3において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

第17条の次に次の2条を加える。

（諮問をした旨の通知）

第17条の2 前条の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げる者に

対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
 - (2) 開示請求者（開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）
 - (3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）
- （第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）

第17条の3 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定
- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る公文書を開示する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第18条の見出しを「（掛川市情報公開審査会）」に改め、同条第1項中「前条」を「第17条」に、「諮問に応じて審査を行わせる」を「諮問に応じ不服申立てについて調査審議する」に、「掛川市公文書開示審査会」を「掛川市情報公開審査会」に改め、同条第7項及び第8項を削り、同条第6項中「審査会の」を削り、同項を同条第7項とし、同条第5項を削り、同条第4項中「再任することを妨げない」を「再任されることができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項を同条第5項とし、同項の前に次の1項を加える。

4 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

第18条第2項中「市長が委嘱する」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 審査会は、前項の規定による調査審議を行うほか、情報公開に関する事項について実施機関に意見を述べることができる。

第19条を次のように改める。

（審査会の調査権限）

第19条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出す

るよう求めることができる。

- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問庁（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

第2章第2節中第19条の次に次の4条を加える。

（意見の陳述等）

第19条の2 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。

- 3 審査会は、前条第3項若しくは第4項又は前項の規定により不服申立人等から意見書又は資料の提出があったときは、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、不服申立人等（当該意見書又は資料を提出した者を除く。）に対し、当該意見書又は資料の写しを送付しなければならない。

（調査審議手続等の非公開）

第19条の3 審査会の行う調査審議に係る手続及び公文書は、公開しない。

（答申書の送付等）

第19条の4 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

（規則への委任）

第19条の5 この節に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第3章を削る。

第4章中第23条を第22条とし、第24条を第23条とし、第25条を第24条とし、同章中同条の次に次の1条を加え、同章を第3章とする。

（出資法人等の情報公開）

第25条 市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人で規則で定めるもの（以下「出資法人」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人の保有する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（出資法人を除

く。以下「指定管理者」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、当該指定管理者の保有する情報（当該指定管理者が管理する同法第244条第1項に規定する公の施設の管理に関する情報に限る。）の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 3 実施機関は、出資法人及び指定管理者に対し、前2項の必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

第5章を第4章とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にされている改正前の掛川市情報公開条例（以下「旧条例」という。）第5条の規定による公文書の開示の請求及び旧条例第22条第1項の公文書の開示の申出は、改正後の掛川市情報公開条例（以下「新条例」という。）第5条の規定による公文書の開示の請求とみなす。
- 3 この条例の施行の際現にされている旧条例第17条に規定する行政不服審査法による不服申立ては、新条例第17条に規定する同法による不服申立てとみなす。
- 4 前2項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、新条例の相当規定によってしたものとみなす。
- 5 旧条例第18条第1項の規定により置かれた掛川市公文書開示審査会は、新条例第18条第1項の規定により置く審査会となり、同一性をもって存続するものとする。